



SOMPO
損保ジャパン

施設入場者傷害保険のご案内

(施設入場者の傷害危険補償特約セット傷害保険)

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店: 第一生命保険株式会社

1. 施設入場者傷害保険の概要と補償内容

【概要】

施設の入場者（以下「入場者」）が、その施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入場者に対し、保険金をお支払いします。

- 【具体例】
- ・施設内で転んでケガをされ通院した。
 - ・施設内で火災が発生しケガをされ入院した。

以下も補償対象となります。

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒の補償

施設内で入場者が病原性大腸菌「O-157」やサルモネラ菌、ノロウイルスなどの細菌やウイルスを偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合等に、急激に中毒症状が発生したときにも補償対象となります。
※新型コロナウイルスは補償対象外となります。

往復途上の補償

施設と入場者の住居との通常の経路往復中で、偶然な事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

熱中症の補償

熱中症（日射または熱射）で、死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院したとき、手術を受けたとき、通院したときに補償します。

【補償内容】

補償の項目	保険金額
傷害死亡・後遺障害	20万円
傷害入院（日額）	5,000円
傷害手術	傷害入院日額の10倍（入院時）、5倍（外来時）
傷害通院（日額）	3,000円

2. お支払いする保険金の内容

1. 死亡保険金

入場者が施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、被保険者ごとにその金額を差し引いてお支払いします。

2. 後遺障害保険金

入場者が施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、被保険者ごとに死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

3. 入院保険金

入場者が施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

3. お支払いする保険金の内容

4. 手術保険金

入場者が施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、「入院中に受けた手術の場合」の手術保険金をお支払いします。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）
- ②先進医療に該当する手術（※2）

（※1）以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

4. お支払いする保険金の内容

5. 通院保険金

入場者が施設内で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じんたいそんしょう靱帯損傷等のケガをされた部位（ろっこつ脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

- * ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- * 死亡保険金は被保険者の法定相続人に、そのほかの保険金は被保険者にお支払いします。
- * この保険は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金等とは関係なく保険金をお支払いします。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火、またはこれらによる津波
- けい頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に關して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。